

児童・障害福祉施設の 人員配置の引き上げを求める団体署名

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿

2020年 月 日

少子・高齢化や女性の社会進出がすすむなかで、社会福祉サービスの需要がますます見込まれており、福祉人材の確保は極めて重要な課題となっています。また、社会が多様化し、社会福祉に対するニーズも多様化しているもとの、福祉サービスの質の維持・向上も同時にすすめていかなければならない重要な課題となっています。

2007年8月に出された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」では、「人材確保の方策」として「労働環境の整備の推進等」を第一に掲げており、「適切な給与水準の確保」「労働関係法規の遵守等」などとともに「適切な勤務体制の確保」をあげています。適切な勤務体制を確保する上で重要な役割を果たすのが各制度における職員配置の基準になりますが、これについても国が行うべき課題として「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと」を求めています。しかし、障害福祉分野では、離島その他の地域における職員配置基準の緩和についての見直しが行われただけで、実質的な議論はされていません。また、児童福祉分野では、審議会専門委員会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）で児童養護施設等のあるべき職員配置の基準を「目標水準」として示しましたが、2017年8月に新たに策定された「新しい社会的養育ビジョン」には、児童養護施設等の職員配置についてはほとんど触れられていません。

児童福祉・障害福祉の社会的役割が重要であることは言うまでもありませんが、これら施設で働く福祉労働者が働き続けられる人員体制へと抜本的に改善することが、どうしても必要です。あらためて、児童・障害福祉分野の職員配置について、本格的な議論を国レベルですすめることを求めます。

つきましては、下記の要請事項が実現するよう、貴職のご尽力をお願いするものです。

● 要 請 事 項 ●

1. 乳児院・児童養護施設の人員配置基準（最低基準）について、「社会的養護の課題と将来像」で掲げた「目標水準」を引き続き改善目標として掲げ、人員配置を引き上げること。
2. 障害児（者）施設（障害者支援施設等）の人員配置基準を1対1に引き上げること。
3. すべての施設の夜勤体制について、利用者と労働者の安全を確保するために一人夜勤体制を禁止すること。また、医療行為が必要な施設においては夜間帯の看護師配置を義務づけること。
4. 上記1～3の人員配置の引き上げ等に必要な財源の予算措置を実施すること。

要請項目に賛同します。

団体名 _____

住所 _____

代表者名 _____

【取扱団体】

日本医療労働組合連合会 〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 3F TEL03-3875-5871 FAX03-3875-6270